

# 令和6年6月市議会 総務委員会資料

## 第60号議案 長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	2
2 改正の内容	
(1) 公益信託制度の見直しに係る所得税法の改正に伴う規定の整備	3
(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定	4～7
(3) 大規模災害発生時に「職権による減免」を可能とする規定の整備	8
3 長崎市税条例新旧対照表	9～14
4 長崎市都市計画税条例新旧対照表	15～17

財 務 部  
令 和 6 年 6 月

# 1 改正の概要

## 理由

「地方税法等の一部改正」及び「大規模災害発生時における市税の職権による減免を可能とする事務取扱いの見直し」に伴い、長崎市税条例及び長崎市都市計画税条例を改正するもの。

## 改正内容

- (1) 公益信託制度の見直しに係る所得税法の改正に伴う規定の整備
- (2) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の特例割合の設定
- (3) 大規模災害発生時に「職権による減免」を可能とする規定の整備
- (4) その他所要の整備(用語の整理、法律の規定を引用している関係条文の整理)

## 2 改正の内容

### (1) 公益信託制度（※1）の見直しに係る所得税法の改正に伴う規定の整備（市税条例第23条の8）

#### ア 改正の背景

「民間も公的役割を担う社会」の実現のため、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のため中核的な手段となる、新たな公益信託制度が法律の全部改正により設けられることに伴い、新たな制度の公益信託が現行の認定特定公益信託（※2）と同様の課税関係となるよう所要の措置を講じることとされたことから、所得税法の改正を踏まえ、個人市民税に関する寄附金税額控除の規定についても同様の措置を講ずるもの。

※1 公益信託制度・・・個人や法人が、金銭等の財産を、学術、技芸、慈善、祭祀等の公益目的のために信託銀行等に預け、信託銀行等は、定められた目的に従って、その財産を管理・運用し、公益的な活動を行う制度

※2 認定特定公益信託・・・その信託の目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献等一定のものに限られており、その目的に関し相当と認められる業績が維持できることにつき主務大臣の認定を受け、かつその認定を受けた日の翌日から5年を経過していないもの

【新しい公益信託制度の主な内容】①信託事務、財産の範囲を拡大、②主務官庁制の廃止、③受託者の範囲を拡大等

#### イ 改正の内容

個人市民税の寄附金税額控除の規定について、関連する所得税法の改正に伴い次のとおり規定の整備を図る。

改正内容	改正前	改正後
控除の対象となる寄附金	認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（金銭及び物品等）
認可行政庁の一元化	県知事又は教育委員会	県知事



#### ウ 影響額

実績なし

#### エ 施行日

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（令和9年1月1日予定）

## (2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定

（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項関係）

### 地域決定型地方税制特例措置「わがまち特例」とは

固定資産税については、地方税法の規定により、様々な全国一律の特例措置（新築住宅に対する軽減や、住宅用地に対する特例など）が設けられているが、地方団体が、税制を通じて地域の実情に応じた政策を展開できるようにするという観点から、国が一律に定めていた内容を、地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みとして、平成24年度税制改正により導入されたもの。

原則

$$\text{税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}$$

わがまち特例は、従来法律で一律に規定していた課税標準又は減額特例の割合を条例で決定できる。  
（※ ただし、特例割合の上限及び下限並びに参酌基準は法律で規定）

わがまち特例

$$\text{税額} = \left( \text{課税標準となるべき価格} \times \text{特例割合} \times \text{税率} \right) - \text{税額の減額特例}$$

### 改正内容

- ア 再生可能エネルギー発電設備・バイオマスにおいて、一般木質・農作物残さに係る項目が区分されたことによる特例割合の設定
- イ 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例割合の設定（法定項目⇒わがまち特例）

## (2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定

（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項関係）

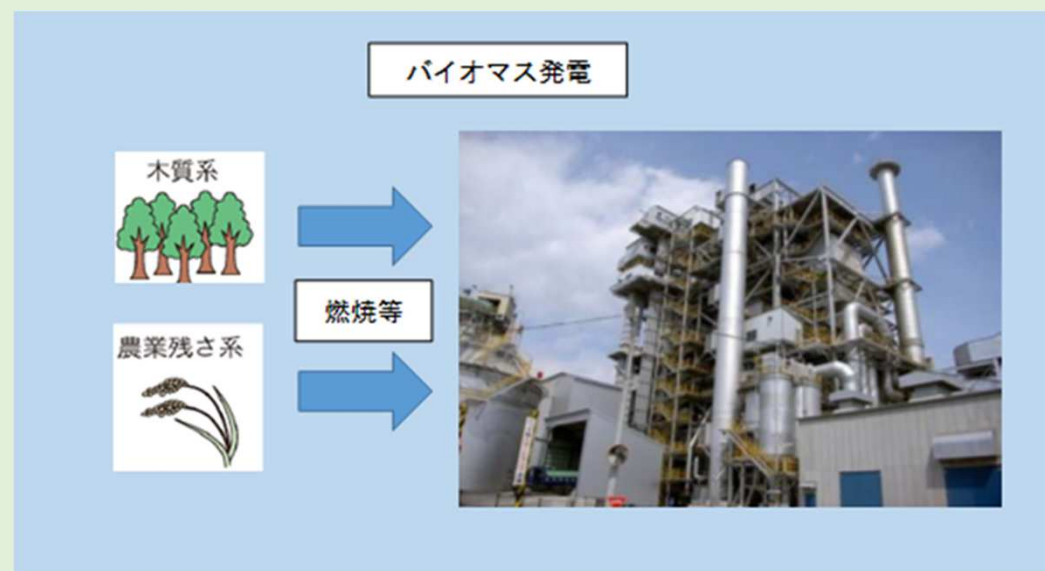
### ア 再生可能エネルギー発電設備・バイオマスのうち【一般木質・農作物残さ】に係る項目の特例割合の設定

種 別	改正前		改正後		特例割合の範囲	
	区分	特例割合	区分	特例割合		
バイオマス	出力 10,000kw以上 20,000kw未満	1/2	出力 10,000kw以上 20,000kw未満	下欄以外	1/2	1/2以上5/6以下 (参酌基準：2/3)
				一般木質・ 農作物残さ	11/14	11/14以上13/14以下 (参酌基準：6/7)
取得期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで			適用期間	3年度分	

#### (ア) 特例割合の決定理由

長崎市は、将来にわたり健やかに暮らすことのできるまちを目指し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ長崎」を宣言している。

この目的を達成するためには、多様な再生可能エネルギーの導入が必要であり、事業者へのインセンティブとして、十分な優遇措置を講じる必要があると考えていることから、これまでと同様に軽減割合が最も高い特例割合を適用する。



#### (イ) 影響額

実績なし

#### (ウ) 施行日

公布の日



## (2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定

（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項関係）

### イ 一体型滞在快適性等向上事業により整備した固定資産に係る特例割合の設定（法定項目⇒わがまち特例）

概要	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に、民間事業者等（土地所有者等）が、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に特例措置《法定項目》を講じていたが、今回、地方税法の改正により、わがまち特例として条例で定めるもの。		
対象資産	オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産、低層部の階をオープン化した家屋		
整備期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	適用期間	5年度分
特例割合	1/2	特例割合の範囲	1/3以上2/3以下（参酌基準：1/2）

#### （ア） 特例割合の決定理由

長崎市は、ウォーカブル推進都市として「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成のため、歩行者動線の整備・明確化等を行い回遊性の向上を図る取組みを進めている。

特例割合については、現行が「1/2」であること、また本市において未だ適用事例がないことから、参酌基準の「1/2」を適用する。

#### （イ） 影響額

実績なし

#### （ウ） 施行日

公布の日

オープンスペース化した土地及びその上に設置された償却資産



低層部の階をオープン化した家屋



## (2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の特例割合の設定

（市税条例附則第8条の2、都市計画税条例附則第3項関係）

参考：長崎市における「わがまち特例」の一覧

今回改正（特例割合の設定及び取得期間）

適用期間の延長

番号	特例名称		参酌割合（最大～最小）	長崎市の割合	取得期間	軽減期間	
1	家庭的保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	
2	居宅訪問型保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	
3	事業所内保育事業		1/2（1/3～2/3）	2/3	制限なし	制限なし	
4	公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設	1/2（1/3～2/3）	2/3	R8.3.31	制限なし	
5	都市再生認定事業	都市再生緊急整備地域	3/5（1/2～7/10）	1/2	R8.3.31	5年度分	
6	津波避難施設等	①指定避難施設	2/3（1/2～5/6）	5/6	R9.3.31	5年度分	
		②協定避難用部分	1/2（1/3～2/3）	2/3	R9.3.31	5年度分	
		③協定避難用部分（建設中・建設予定）	1/2（1/3～2/3）	2/3	R9.3.31	5年度分	
		④指定避難用償却資産	2/3（1/2～5/6）	5/6	R9.3.31	5年度分	
		⑤協定避難用償却資産	1/2（1/3～2/3）	2/3	R9.3.31	5年度分	
7	再生可能エネルギー発電設備	①太陽光	ア 出力1,000kw未満	2/3（1/2～5/6）	1/2	R8.3.31	3年度分
			イ 出力1,000kw以上	3/4（7/12～11/12）	7/12	R8.3.31	3年度分
		②風力	ア 出力20kw未満	3/4（7/12～11/12）	7/12	R8.3.31	3年度分
			イ 出力20kw以上	2/3（1/2～5/6）	1/2	R8.3.31	3年度分
		③水力	ア 出力5,000kw未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	R8.3.31	3年度分
			イ 出力5,000kw以上	3/4（7/12～11/12）	7/12	R8.3.31	3年度分
		④地熱	ア 出力1,000kw未満	2/3（1/2～5/6）	1/2	R8.3.31	3年度分
			イ 出力1,000kw以上	1/2（1/3～2/3）	1/3	R8.3.31	3年度分
		⑤バイオマス	ア 出力10,000kw未満	1/2（1/3～2/3）	1/3	R8.3.31	3年度分
			イ 出力10,000kw以上20,000kw未満（下欄以外）	2/3（1/2～5/6）	1/2	R8.3.31	3年度分
ウ 出力10,000kw以上20,000kw未満（一般木質・農作物残さ）【区分】	6/7（11/14～13/14）		11/14	R8.3.31	3年度分		
8	一体型滞在快適性等向上施設 ※法定項目からわがまち特例項目へ		1/2（1/3～2/3）	1/2	R8.3.31	5年度分	
9	サービス付き高齢者向け賃貸住宅		2/3（1/2～5/6）	1/2	R7.3.31	5年度分	
10	マンション大規模改修（長寿命化）		1/3（1/6～1/2）	1/3	R7.3.31	1年度分	

### (3) 大規模災害発生時に「職権による減免」を可能とする規定の整備

(市税条例第30条、第45条関係)

#### ア 改正の背景

- 近年、水害や土砂災害、地震・津波等の大規模な自然災害（以下、「大規模災害」と記載）が頻発している。
- 大規模災害が発生した場合、災害減免を適用できることが明らかな場合でも、減免の適用を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならず、被災者、税務所管課双方にとって負担になる。
- 国は、このような現状と、令和6年1月に発生した能登半島地震も踏まえ、市町村の税条例に係る改正の指針として提示されている「市（町・村）税条例（例）」で、**職権による減免を可能とする規定を示した。**



#### イ 改正の内容

改正内容	大規模災害発生時に、被災者による減免の申請手続の負担軽減と、税務所管課における減免事務の効率化を図るため、市税の職権による減免を可能とするよう、条文を改正する。	
対象税目	個人市民税	固定資産税（都市計画税含む）
適用対象者	「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」において、 ・災害弔慰金の対象となった死亡者 ・災害障害見舞金の対象となった障害者で障害者手帳を取得した者	罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を申請し、調査の結果、長崎市固定資産税減免基準に定める損害の程度に該当すると認められる者
適用する大規模災害の程度	市税条例第10条第1項に規定する申告等に係る期限の延長を決定する要因となった広範囲にわたる災害 【参考】申告等に係る期限を延長した事例：東日本大震災（H23）、熊本地震（H28）、西日本豪雨（H30）、能登半島地震（R6）など。	

※

※印の項目は、市税条例施行規則で規定する予定

#### ウ 施行日

公布の日



### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第23条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭で、長崎県知事又は長崎県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う同項に規定する特定公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものに限る。）の信託財産とするために支出したもの</u></p> <p>(市民税の減免)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第23条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金で、長崎県知事の認可を受けた公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものに限る。）の信託財産とするために支出したもの</u></p> <p>(市民税の減免)</p>

### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるものを<u>を除く</u>ほか、天災その他特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、<u>前項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第33条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに</p>	<p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特に必要があると認める者に対しては、市民税を減免する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるもの<u>の</u>ほか、天災その他特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、<u>市長が、同項第1号、第2号、第5号及び第6号の規定により前年度において市民税の減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと確認できる場合又は市民税の減免を受けようとする者が同項第7号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第33条の2 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに</p>

### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) <u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては</p>	<p>限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号) <u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては</p>

### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、固定資産税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるものを<u>を除く</u>ほか、特別の事情があるもの</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>前項第1号及び第2号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、固定資産税を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に掲げるもの<u>の</u>ほか、特別の事情があるもの</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、<u>市長が、同項第1号及び第2号の規定により前年度において固定資産税の減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと確認できる場合又は固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が同項第3号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>

### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるものを<del>を除く</del>ほか、特別の事情があるもの</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第104条の4 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるものを<del>を除く</del>ほか、災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第104条の9 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを<del>を除く</del>ほか、市長が必要と認める事項</p>	<p>(1)～(6) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもの<del>の</del>ほか、特別の事情があるもの</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第104条の4 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるもの<del>の</del>ほか、災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第104条の9 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの<del>の</del>ほか、市長が必要と認める事項</p>



### 3 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則            (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p><u>1～11</u> [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>12～17</u> [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>18～19</u> [略]</p>	<p>附 則            (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第8条の2 [略]</p> <p><u>1～11</u> [略]</p> <p><u>12 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。</u></p> <p><u>13～18</u> [略]</p> <p><u>19 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>20～21</u> [略]</p>

## 4 長崎市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>[新設]</p> <p><u>3～5</u> [略]</p> <p><u>6</u> <u>附則第4項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>7</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計</p>	<p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>3</u> <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>4～6</u> [略]</p> <p><u>7</u> <u>附則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計</p>

## 4 長崎市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>8</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第4項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>9～10</u> [略]</p>	<p>画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>10～11</u> [略]</p>

## 4 長崎市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>11</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第9項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>12</u> <u>附則第4項及び第6項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第4項及び第7項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第7項及び第8項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第9項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第10項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p><u>13～23</u> [略]</p>	<p><u>12</u> 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p><u>13</u> <u>附則第5項及び第7項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第10項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u></p> <p><u>14～24</u> [略]</p>